

令和5年(ワ)第977号 除籍処分無効確認等請求事件

原 告 東郷ゆう子こと角本裕子

被 告 日本共産党中央委員会 外3名

### 被告中央委員会準備書面 (2)

2024年1月26日

神戸地方裁判所 第4民事部 合議係 御中

被告日本共産党中央委員会訴訟代理人

弁護士 藤木邦顕

弁護士 尾林芳国

#### 1 原告第2準備書面の原告主張について

原告の第2準備書面における主張として本件の争点に関係するのは、

① 同準備書面「第一 序論」にある昭和63年12月20日最高裁第三小法廷判決は、一般市民法秩序に属する社会領域しか憲法の保護が及ばないとする「部分社会論」に依拠するものであるから、その後の判例の蓄積により、規範性を失っている(原告第1準備書面1頁)。地方議会における議員に対する出席停止の処分に司法審査が及ぶかという問題について、最高裁大法廷昭和35年10月19日判決はこれを否定していたが、最高裁大法廷令和2年11月25日判決においてこれを変更し、出席停止の懲罰についても司法審査がおよぶとした。この論理は地方議会という部分社会に限定したものではなく、およそこれまで部分社会と認められ、司法審査から除外されてきた一般団体法秩序にも適用があると認めたものである(原告第1準備書面12頁)。

② 上記昭和63年最判は、その後一般法人法、政党助成法および政党法人法

が成立しているので、適用される守備範囲に本件はふくまれないことになる（原告第1準備書面6頁）。

③ 政党法人法8条によって一般社団法人法78条が準用され、一般社団法人法78条が「一般社団法人は代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う」と定めており、同規定による「第三者」は党員も含むので、政党と党員との間で「一般市民法秩序と直接の関係」をもつようになった（同準備書面6頁）。

という点にある。なお、原告第一準備書面「第一 序論」には、除籍処分は灘民商の解雇と連動した違法行為であり、被告らが反社会勢力であるから、禁反言・クリーンハンドルの原則に違反する権利濫用行為であるとの主張があるが、上記昭和63年最判と関係がなく、被告中央委員会としては否認ないし争うとのみ認否し、詳細を主張しない。

## 2 最高裁昭和63年12月20日判決と最高裁令和2年11月25日判決の関係

原告は、最高裁令和2年11月25日判決（以下令和2年最判という）が部分社会論を否定したから、政党の内部関係について司法審査が及ばないとした最高裁昭和63年12月20日判決（以下昭和63年最判という）も判例としての規範性を喪失しているとするが、その前提に誤りがある。

第1に、昭和63年最判が政党の内部的自律権に属する行為について司法審査が及ばないとした理由は、単に部分社会であるということではない。同最判は政党が内部的自律権を持つ根柢として、（政党は）「国民がその政治意思を国政に反映させ、実現させるための最も有効な政治媒体であって、議会制民主主義を支える上においてきわめて重要な存在である」ということができる。したがって、各人（党員）に対して、政党を結成し、または政党に加入し、もしくはそれから脱退する自由を保障するとともに、政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をなしうる自由を保障しなければならない。他方、右のような政党の性質、目的からすると、自由な意思によって政党を結成し、あるいはそれに加入した以上、党員が政党の存立及び組織の秩序維持のために、自己の権利

や自由に一定の制約を受けることがあることもまた当然である。右のような政党政の結社としての自主性にかんがみると、政党の内部的自律権に属する行為は、法律に定めのない限り尊重すべきであるから、政党が組織内の自律的運営として党員に対してなした除名その他の処分の当否については、原則として自律的解決に委ねるのを相当」と判示した。

昭和63年最判までには、大学での単位認定について「一般社会の中にあってこれとは別の自律的な法規範を有する特殊な部分社会における法律上の係争のごときは、それが一般市民法秩序と直接の関係を有しない内部的な問題にとどまる限り、その自主的、自律的解決に委ねるのを適當とし、裁判所の司法審査の対象となならないものとするのが相当である。」（最三小昭和52年3月1日判決 民集31巻2号234頁）というものがあったが、昭和63年最判は部分社会という語を一切用いていない。なぜ司法審査が及ばないのか、また「右処分が一般市民としての権利利益を侵害する場合であっても、右処分の当否は当該政党の自律的にさだめた規範が公序良俗に反するなど特段の事情のない限り右規範に照らし、右規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続きに則ってされたかによって決すべきものであり、その審理も右の点に限られるものと言わなければならぬ。」と司法審査の範囲を手続き的な事項に限定したのかについても、昭和63年最判は、前記の政党の役割、組織の性質を踏まえ、政党の自律性を尊重するべきものとしているのである。

原告の主張は、論理の通らないところが多くあるが、「第二 部分社会論の違憲違法性とその破綻について 二 部分社会論と判例の変遷」（原告第1準備書面 2～3頁）をみると、令和2年最判によって地方議会の議員の処分のみならず、宗教団体、教育機関、政党の事案など団体自治に関するすべての判決が変更される趨勢にあるとするようである。原告自身が認めるように、「部分社会」であること明確に理由とした判決は大学の単位認定に関する前記最高裁昭和52年3月1日判決であり、その他の判決例は、それぞれの団体の趣旨・目的と市民法秩序との関係で司法審査を及ぼすべきかを判断している。昭和63年最判の時期には、すでに団体の内部関係に司法審査を及ぼすことが政党などの団体の性質・

目的からする自律性の尊重との関係で適切なのかを基準とすべきであるとの解釈論が学説上も多くなっており、令和2年最判が最高裁昭和35年10月19日判決を変更するという形でこれを明確にした。

令和2年最判は、すでに、被告日本共産党兵庫県委員会および被告同灘・東灘・中央地区委員会が2023年11月10日付準備書面（1）で明らかにしたように、地方議會議員の出席停止処分に司法審査を及ぼすべきかを判断したものであり、本件のような政党の党員に対する内部的な措置には当てはまらない。被告中央委員会は、被告兵庫県委員会および同灘・東灘・中央地区委員会の上記準備粗面（1）を援用する。さらに補足すると、種々の団体の内部的自律権について司法審査がおよぶか否かについては、その団体が「部分社会」であるとひとくくりにして判断するべきものではなく、それぞれの団体の自律性・自主性を支える憲法上の根拠などを個別具体的に検討するべきものである（最高裁判所判例解説73巻10号 189～192頁）。そして政党については、昭和63年最判の判示するような政党自身の性質・国および地方政治における機能、憲法21条の集会・結社・言論の自由が保障されるべきことから、自律的な内部統制には及ばないとすべきある。昭和63年最判の事案は、元政党幹部の使用していた家屋の明渡し訴訟という事案であったため、家屋の使用権という一般市民法秩序に関するものであったが、本件は除籍措置の無効を争うものであり、まさに内部的な統制問題である。

### 3 原告第1準備書面「三 昭和63年最判とその後の立法状況」について

原告は、政党助成法、政党法人法、一般社団法人法が制定され、政党法人法の準用する一般社団法人法78条に代表理事その他の代表者が第三者に与えた損害を賠償する責任を負うとあること、一般法人法78条にある第三者には党員も含むので、判例②（昭和63年最判）は変更を余儀なくされるとする。

この点については、被告兵庫県委員会および被告灘・東灘・中央地区委員会の2023年11月10日準備書面（1）9～13頁「（エ）「エ」東京地裁平成23年7月6日判決の趣旨について」から「（カ）「カ」について」にある主張

と同旨である。被告兵庫県委員会および灘・東灘・中央地区委員会の準備書面(1)は、東京地裁平成23年7月6日判決が、政党助成法・政党法人法・一般社団法人法の制定後の判決であるが、昭和63年最判を引用して除名処分が一般市民法秩序と直接の関係のない内部問題について裁判所の審査権が及ばないとしたことを指摘している。

政党助成法・政党法人法は政党の内部規律に関する規定を設けていない（そのような規定は結社の自由に対する侵害となるであろう。）し、一般社団法人法78条は、会社法と同様に代表者の不法行為について、社団法人が賠償義務を負うとしたものであり、これによって訴訟類型が規定されたり、政党の内部規律に関する定めができたものでもない。これらの法制定によって、昭和63年最判が変更されることはない。

#### 4 原告同準備書面「第三 本件除籍処分の違法性」について

原告の除籍措置については、被告灘・東灘・中央地区委員会と被告兵庫県委員会が当事者であり、被告中央委員会が原告主張について認否する必要を認めないと、被告灘・東灘・中央地区委員会と被告兵庫県委員会の認否と異なることはない。

#### 5 損害賠償請求に関する被告中央委員会に対する請求原因について

原告は、変更後の請求の趣旨第2項に関し、民法715条の使用者責任の類推であるとする。被告中央委員会と被告灘・東灘・中央地区委員会、被告兵庫県委員会との関係は、全国組織と兵庫県における組織および神戸市灘区・東灘区・中央区における組織という関係であって、使用者・被用者の関係ではない。除籍措置は、党規約に基づき地区委員会の独自の権限で行い、県委員会は党規約に基づきその権限として承認したもので、中央委員会とは独立してそれぞれの権限で行われたものである。原告の被告中央委員会に対する請求は、根拠法令がなく、主張自体失当である。

以上